

藤枝市学習チャレンジ支援事業業務委託事業者選定要領

藤枝市は、藤枝市学習チャレンジ支援事業を実施するに当たり、業務の目的・趣旨に合致する成果が最も期待できる業務委託事業者の選定を行うため、藤枝市学習チャレンジ支援事業業務委託事業者選定委員会を設置する。

1 令和6年度 藤枝市学習チャレンジ支援事業業務委託事業者選定委員会

- (1) 藤枝市学習チャレンジ支援事業（以下「委託事業」という。）の委託先となる事業者を公平かつ適正に選定するため、藤枝市学習チャレンジ支援事業業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、次に掲げる事項を所管する。
 - ア 委託事業者の選定審査に関すること。
 - イ その他委託事業者の選定審査について必要な事項に関すること。
- (3) 以下の者を委員会の委員とする。
 - 藤枝市健康福祉部福祉政策課長
 - 藤枝市健康福祉部こども未来応援局こども・若者支援課長
 - 藤枝市健康福祉部こども未来応援局こども発達支援センター長
 - 藤枝市教育部学校教育監
 - 藤枝市教育部教育政策課長
 - 藤枝市教育部教育政策課主席指導主事
- (4) 藤枝市健康福祉部福祉政策課長を委員会の長とし、会を統括する。委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- (5) 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- (6) 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (7) 委員長及び委員は、審査対象となる法人その他の団体の代表者又は役員である場合は、当該審査に関与することができない。
- (8) 委員会の議事は、公開しない。
- (9) 委員会の庶務は、所管する藤枝市健康福祉部福祉政策課生活福祉係が行う。
- (10) この要項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

2 選定の方法

- (1) 委員会は、申請書類の審査及び受託希望事業者等に対するヒアリングによる審査を行い、その審査結果を参考に受託事業者として適当と認められるものを藤枝市が決定する。
- (2) ヒアリングは、1事業者35分以内とし、20分間の事業者からの説明と10分間の委員会からの質疑応答及び準備撤収に5分とする。なお、ヒアリングに参加できる人数は、1事業者あたり2人以内とする。

3 委託予定先決定

- (1) 委員会の審査を経て、藤枝市が業務を委託する事業者を決定する。
- (2) 全ての応募者に選定結果を文書により通知する。ただし、選定結果は、合否のみの通知とし、審査集計内容・順位等は通知しないものとする。

4 今後の日程

- (1) プレゼンテーション及び委員会ヒアリング
令和6年4月22日（月）14時00分 会場：藤枝市役所 西館3階 302会議室
- (2) 審査結果通知
令和5年5月10日（金）

5 審査項目

別紙審査要領のとおり